

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	高砂市 個人住民税及び森林環境税課税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高砂市は、個人住民税及び森林環境税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

高砂市長

公表日

令和7年8月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税及び森林環境税に関する事務
②事務の概要	個人住民税及び森林環境税課税事務とは、地方税法、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、賦課期日である1月1日現在、本市内に住所を有する者に、道府県民税、市町村民税及び森林環境税を課税する事務、又は本市内に事務所・事業所等を有する個人で本市内に住所を有しない者に道府県民税及び市町村民税を課税する事務（以下を参照）を指す。 【課税資料受付事務】 課税資料（個人住民税申告書、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等）を収受する。本来課税されるべき他自治体へ課税資料を回送する。 【当初賦課決定事務】 課税資料として収受した納税義務者ごとの課税資料の中から賦課内容を決定し、税額の計算、徴収区分等の決定を行い、納税義務者等へ通知する。 住民登録外課税者について、住民登録地である他自治体に本市が個人住民税及び森林環境税を課税した旨を通知する。 【賦課更正事務】 賦課決定通知後に市区町村による調査事項や、税務署からの修正申告書、更正決議書等により賦課決定通知内容に変更があった場合に賦課決定内容を変更して通知する。 決定された賦課に対して、納税義務者等の申請に基づき、該当すれば減免を行う。 【調査事務】 扶養申告内容について確認や調査等を行う。 課税資料が未提出の者に対して提出を促す。 税務署や他自治体等へ照会したり、また、他自治体等からの照会に対して回答する。 【窓口事務】 納税義務者等の各種申請に基づき、異動処理等を実施する。
③システムの名称	1. 宛名システム 2. 個人住民税システム 3. 申告支援システム 4. 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 5. 中間サーバー 6. 審査システム(eLTAX) 7. 国税連携システム 8. 課税原票管理システム 9. コンビニ交付システム 10. 申請管理システム 11. 個人住民税申告ポータル 12. マイナポータル申請管理
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル (2)個人住民税特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下番号法という。）第9条第1項 別表 24の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第16条 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第22条 4. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号）第19条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(第19条第8号に基づく主務省令) 1. 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項) 2. 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠 (第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」となっているもの):48の項 3. 第19条第8号に基づく主務省令における情報提供の根拠 第3条、4条、5条、6条、7条、9条、13条、15条、17条、22条、30条、39条、41条、44条、50条、51条、55条、59条、60条、61条、65条、67条、68条、71条、75条、77条、78条、83条、85条、86条、88条、89条、90条、91条、92条、93条、94条、98条、100条、108条、110条、117条、126条、127条、131条、132条、134条、139条、140条、142条、143条、144条、146条、149条、153条、154条、157条、158条、160条、162条、163条、165条、166条、167条、168条、169条、170条、171条、172条、173条、174条、175条 4. 第19条第8号に基づく主務省令における情報照会の根拠 第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	高砂市 財務部 税務室 課税課
②所属長の役職名	課税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市 総務部 総務室 総務課 情報公開担当 TEL 079-443-9068
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市 財務部 税務室 課税課 TEL 079-443-9015
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	
9. 監査		
実施の有無	[☒] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	当課基幹系システムにおいて特定個人情報の登録を行える職員を限定している。 また、住基ネットに関しては、静脈認証により権限ユーザーを厳格に管理し、権限ユーザーにおいても使用の記録を台帳に記録し、管理している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 宛名システム 2. 個人住民税システム 3. 申告支援システム 4. 番号連携サーバー（団体内統合宛名システム） 5. 中間サーバー 6. 審査システム（eLTAX） 7. 国税連携システム	1. 宛名システム 2. 個人住民税システム 3. 申告支援システム 4. 番号連携サーバー（団体内統合宛名システム） 5. 中間サーバー 6. 審査システム（eLTAX） 7. 国税連携システム 8. 課税原票管理システム 9. コンビニ交付システム	事後	
平成29年4月27日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成29年4月27日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成30年5月2日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成30年5月2日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
令和1年6月18日	I 関連情報②所属長の役職	市民税課長 小林 真吾	市民税課長	事後	様式変更による
令和1年6月18日	IIしきい値判断項目の時点	平成30年4月1日	平成31年4月1日時点	事後	最新情報での時点
令和1年6月18日	IVリスク対策	—	項目新設	事後	様式変更による
令和2年9月30日	I 関連情報4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	1. 別表第二における情報提供の根拠 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項） 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（別表第二省令）（平成26年内閣府・総務省令第7号）における情報提供の根拠 第1条、2条、3条、4条、6条、7条、10条、12条、13条、19条、20条、21条、22条、23条、25条、28条、31条、34条、35条、36条、37条、38条、40条、43条、44条、47条、49条、50条、51条、54条、55条、58条、59条	1. 別表第二における情報提供の根拠 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項） 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（別表第二省令）（平成26年内閣府・総務省令第7号）における情報提供の根拠 第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、14条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の2の2、59条の3	事後	
令和2年9月30日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年9月30日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和3年7月28日	I 関連情報1.特定個人情報を取り扱う事務②事務の概要	納税義務者等の各種申請に基づき、各種証明書発行や異動処理等を実施する。	納税義務者等の各種申請に基づき、異動処理等を実施する。	事後	
令和3年7月28日	I 関連情報4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号及び別表第二	番号法第19条第8号及び別表第二	事後	令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの
令和3年7月28日	I 関連情報5.評価実施機関における担当部署①部署	高砂市 財務部 税務室 市民税課	高砂市 財務部 税務室 課税課	事後	
令和3年7月28日	I 関連情報5.評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	市民税課長	課税課長	事後	
令和3年7月28日	I 関連情報7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	高砂市 企画総務部 秘書広報公聴室 情報公開担当	高砂市 総務部 総務室 総務課 情報公開担当	事後	
令和3年7月28日	I 関連情報8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	高砂市 財務部 税務室 市民税課	高砂市 財務部 税務室 課税課	事後	
令和3年7月28日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年7月28日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月7日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 別表第二における情報提供の根拠 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)における情報提供の根拠 第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、14条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の2の2、59条の3	1. 別表第二における情報提供の根拠 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)における情報提供の根拠 第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、14条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の2の2、59条の3、59条の4	事後	
令和4年7月7日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年7月7日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和5年7月11日	I 関連情報4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	1. 別表第二における情報提供の根拠 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)における情報提供の根拠 第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、14条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の2の2、59条の3、59条の4	1. 別表第二における情報提供の根拠 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)における情報提供の根拠 第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、14条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、31条の2の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、39条の2、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の5、45条、47条、49条、49条の2、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2の2、59条の2の3、59条の3、59条の4	事後	
令和5年7月11日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和5年7月11日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和6年12月11日	評価書名	高砂市 個人住民税課税に関する事務 基礎項目評価書	高砂市 個人住民税及び森林環境税課税に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和6年12月11日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	高砂市は、個人住民税課税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	高砂市は、個人住民税及び森林環境税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和6年12月11日	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事務 ①事務の名称	個人住民税課税に関する事務	個人住民税及び森林環境税に関する事務	事後	
令和6年12月11日	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	個人住民税課税事務とは、地方税法に基づき、賦課期日である1月1日現在、本市内に住所を有する者、又は本市内に事務所・事業所等を有する個人に、道府県民税と市町村民税を課税する事務(以下を参照)のことを指す。	個人住民税及び森林環境税課税事務とは、地方税法、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、賦課期日である1月1日現在、本市内に住所を有する者に、道府県民税、市町村民税及び森林環境税を課税する事務、又は本市内に事務所・事業所等を有する個人で本市内に住所を有しない者に道府県民税及び市町村民税を課税する事務(以下を参照)を指す。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月11日	I 関連情報 2.特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	【当初賦課決定事務】 課税資料として収受した納税義務者ごとの課税資料の中から賦課内容を決定し、税額の計算、徴収区分等の決定を行い、納税義務者等へ通知する。 住民登録外課税者について、住民登録地である他自治体に本市が個人住民税を課税した旨を通知する。	【当初賦課決定事務】 課税資料として収受した納税義務者ごとの課税資料の中から賦課内容を決定し、税額の計算、徴収区分等の決定を行い、納税義務者等へ通知する。 住民登録外課税者について、住民登録地である他自治体に本市が個人住民税及び森林環境税を課税した旨を通知する。	事後	
令和6年12月11日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下番号法という。) 第9条第1項別表第一 16の項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下番号法という。) 第9条第1項別表 24の項	事後	令和6年5月27日施行の法改正に伴うもの
令和6年12月11日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	事後	令和6年5月27日施行の法改正に伴うもの
令和6年12月11日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 1. 別表第二における情報提供の根拠 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) 2. 別表第二における情報照会の根拠 (第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの):27の項	番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(第19条第8号に基づく主務省令) 1. 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項) 2. 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠 (第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」となっているもの):48の項	事後	令和6年5月27日施行の法改正に伴うもの
令和6年12月11日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)における情報提供の根拠 第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、14条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、31条の2の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、39条の2、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の5、45条、47条、49条、49条の2、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2の2、59条の2の3、59条の3、59条の4 4. 別表第二省令における情報照会の根拠 第20条	3. 第19条第8号に基づく主務省令における情報提供の根拠 第3条、4条、5条、6条、7条、9条、13条、15条、17条、22条、30条、39条、41条、44条、50条、51条、55条、59条、60条、61条、65条、67条、68条、71条、75条、77条、78条、83条、85条、86条、88条、89条、90条、91条、92条、93条、94条、98条、100条、108条、110条、117条、126条、127条、131条、132条、134条、139条、140条、142条、143条、144条、146条、149条、153条、154条、157条、158条、160条、162条、163条、165条、166条、167条、168条、169条、170条、171条、172条、173条、174条、175条 4. 第19条第8号に基づく主務省令における情報照会の根拠 第50条	事後	令和6年5月27日施行の法改正に伴うもの
令和6年12月11日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	
令和6年12月11日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	
令和6年12月11日	IVー8 人手を介在させる作業	—	項目新設	事後	様式変更による
令和6年12月11日	IVー11 もっとも優先度が高いと考えられる対策	—	項目新設	事後	様式変更による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月 4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 宛名システム 2. 個人住民税システム 3. 申告支援システム 4. 番号連携サーバー(団体内統合宛名システム) 5. 中間サーバー 6. 審査システム(eLTAX) 7. 国税連携システム 8. 課税原票管理システム 9. コンビニ交付システム	1. 宛名システム 2. 個人住民税システム 3. 申告支援システム 4. 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 5. 中間サーバー 6. 審査システム(eLTAX) 7. 国税連携システム 8. 課税原票管理システム 9. コンビニ交付システム 10. 申請管理システム 11. 個人住民税申告ポータル 12. マイナポータル申請管理	事後	
令和7年7月 22日	IIしきい値判断項目1. 対象人数いつの時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年7月1日時点	事後	
令和7年7月 22日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数いつの時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年7月1日時点	事後	